

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例

令和7年1月1日 **施行**

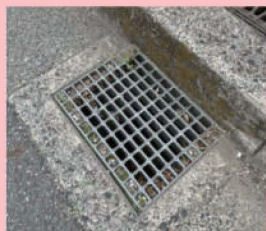
多発する金属盗難の防止と被害の迅速な回復を目的とする条例が施行されます。
規制対象となる特定金属類の売買等には公安委員会の許可が必要となります。

条例の規制対象品となり得る品目（一例）

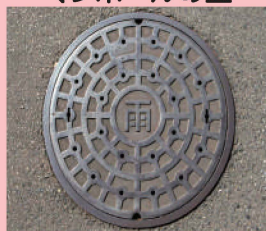
電 線



グレーチング



マンホールの蓋



敷鉄板



足場板



銅板の建築材料



※写真は屋根材

※このほかに・・・

- ハンドホールの蓋
- 消火栓の蓋
- 防火水槽の蓋
- 案内板に用いられる板
- 橋、学校その他施設の名称が表示された板

上記の金属類を業として売買・交換等する場合は、「特定金属類」か「古物」の必ずどちらかに該当します。

本来の使用目的で使えない廃製品
(切断・破損などしている)

特定金属類取扱業の許可



本来の使用目的でまた使える物品

古物営業の許可



特定金属類、古物の両方を取り扱う場合は、
「特定金属類取扱業」・「古物営業」の**両方の許可が必要**です！

※千葉県内に営業所がない県外事業者の方も県内で特定金属類の取引をする場合は、
本条例の許可が必要です。

●既に特定金属類の売買等をしている既存業者の方も許可を取得しなくてはなりません。

令和7年6月30日までの経過措置期間を設けています。

●条例違反には罰則（最高懲役1年以下）や行政処分（許可取消し・営業停止）等があります。

■□詳しくは裏面をご覧ください。■□



千葉県警察



千葉県警察マスコットキャラクター

「シーボック」



条例の目的

盗難被害品等の流通防止と速やかな発見のため、特定金属類取扱業に関する業務に必要な規制を行い、窃盗などの犯罪防止と被害を迅速に回復することを目的としています。

許可取得のルール

許可の取得

- 事業者ごとに許可を取得してください。
- 専ら行商により営業する場合も事業者ごとに許可を取得してください

手数料

許可申請……………19,000円

許可を受けられない方

- 暴力団関係者
- 禁錮以上の刑に処せられ、5年を経過しない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者など

許可業者【特定金属類取扱業】の遵守事項等

本人確認

- 特定金属類の買受けの際に、取引の相手方に身分証明書の提示を求めるなど、確実な本人確認をしなければなりません。

取引の記録の作成・備付け等

- 特定金属類を取引したときは、その記録を作成し、3年間営業所に備え付けなければなりません。

行商人証の携帯

- 行商をするときは、行商人証を携帯しなければなりません。
- 取引の相手方から求められた時は、行商人証を提示しなければなりません。

標識の掲示

- 営業所ごとに見やすいところに標識を掲示しなければなりません。

不正品の申告

- 買受け等をしようとする特定金属類に不正品の疑いがあるときは、直ちに警察官に申告しなければなりません。

差止め

- 買受け等をした特定金属類に盗品等の疑いがあるときは、警察本部長等の保管命令により保管しなければなりません。

品触れ

- 警察本部長等から発せられた盗品等の書面（品触れ）を6か月間保存しなければなりません。
- 品触れに記載された盗品等を所持していたときは、直ちに警察官に申告しなければなりません。

変更の届出

- 申請内容に変更があったときは、変更内容を届出なければなりません。

公安委員会による監督

報告徴収・立入検査

- 必要な報告又は資料等の提出をもとめることがあります。
- 必要により警察職員が営業所等への立入り検査を行います。

指示・営業停止等

- この条例等の規定に違反した場合、指示・営業停止・許可取消しの行政処分の対象となります。

禁止事項

- 無許可営業の禁止
- 名義貸しの禁止 など

罰則

悪質な違反者に対しては罰則があります。
（最高で1年以下の懲役、100万円以下の罰金）

【千葉県警察ホームページ】

▶ 右のQRコード読み取り

本条例についての詳細を掲載しています！！



千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例

検索

お問合せ先

千葉県警察本部風俗保安課・最寄りの警察署